

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

和木町は、かつては農業と海苔の生産が主であったが、戦後、陸軍燃料廠跡地に石油化学工場が進出し、日本初の石油コンビナートが設立された。このことにより、本町の産業経済基盤は、石油精製、石油化学を中心にした工業に依存する形となり、大規模企業による企業城下町として発展してきた。また、企業による税収等により、町財政も比較的豊かなことから、子ども子育て事業、福祉サービス等の充実により、全国的に人口が減少する中、本町の人口は、ほぼ横ばいで推移している。

地域商工業の特徴として、石油コンビナート・化学関連工場といった大規模企業があるため、中小・小規模事業者では、施設関連の建設業が最も多く、次いでサービス業、小売業が中心となっている。しかし、事業所数や商店、中小企業等の従業員数ともに年々減少傾向にあり、後継者がなく廃業せざるを得ない事業所等も増加してきており、現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、新規創業者のための補助事業等により、若年層の新規創業も増加傾向であるが、引き続き、町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内でも設備投資が活発な自治体の1つとして、さらに経済発展していくことが期待される。

これを実現するための目標として、計画期間中に2件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

和木町の産業は、建設業、製造業、小売業、飲食・宿泊業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が和木町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

和木町の産業は、石油コンビナートや化学関連工場等を中心とした大規模企業に依存している。しかし、和木地区には小売業、飲食・宿泊業、サービス業等が立地しており、今後期待される和木駅周辺での産業の活性化や瀬田地区の製紙工場跡地、関ヶ浜地区等の地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、和木町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

和木町の産業は、建設業、製造業、小売業、飲食・宿泊業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が和木町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。